

令和 7 年度薬事講習会

保健所からのお知らせ

# 内容

- 1 取扱処方箋数届書について
- 2 医薬品医療機器等法の改正について
- 3 処方箋応需時の留意事項について

# 1 取扱処方箋数届書について

## 【対象】

1日平均取扱処方箋数が40枚を超える、かつ前年において業務を行った期間が3か月以上の薬局

※上記条件を満たさない薬局は届出不要です

## 【届出書類】

取扱処方箋数届書（添付書類なし）

## 【届出期限】

令和8年3月31日（火曜日）まで

窓口、郵送、オンライン届出※による受付

※オンライン届出の手順等詳細については、管轄の保健所のウェブサイトを御確認ください

# 1 取扱処方箋数届書について

## 【集計方法】

$$1\text{ 日取扱処方箋数} = \frac{\text{令和7年1月1日～同年12月31日の期間における}\text{総取扱処方箋数}^{\text{※1, 2}}}{\text{令和7年1月1日～同年12月31日の期間における}\text{業務を行った日数}^{\text{※3}}}$$

※1 総取扱処方箋数 = 眼科・耳鼻咽喉科・歯科の処方箋数 × 2 / 3 + その他の診療科の処方箋数

※2 リフィル処方箋に基づき調剤を行った場合、その調剤 1 回ごとに、数に加える

※3 調剤の有無に関わらず薬局として業務を行った日数

## 【お願い】

記載もれがないよう御確認ください

例年「前年において業務を行った期間」の記載がない届出が多くあります

## 2 医薬品医療機器等法の改正について

令和7年5月に、医薬品医療機器等法の改正がありました  
公布日から3年以内に、段階的に施行されます

### 【改正の概要】

- 1 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化
- 2 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等
- 3 より活発な創薬が行われる環境の整備
- 4 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等
  - ① 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、  
調剤業務の一部の外部委託を可能とする
  - ② 濫用のおそれのある医薬品の販売について、販売方法を見直し、  
若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける
  - ③ 薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない  
店舗における一般用医薬品の販売を可能とする

薬局等関連事項

等

## 2 医薬品医療機器等法の改正について

令和8年5月1日に施行される改正内容のうち、  
薬局に関するポイントは以下のとおりです

### ①要指導医薬品のオンライン販売について

- ・要指導医薬品も、要件を満たした環境でのオンライン販売が可能となります
- ・オンライン販売でも従来の対面販売に準じた記録をとる必要があります
- ・ノルレボ<sup>®</sup>等の「**特定要指導医薬品**」は、従来通り**対面販売に限られます**

### ②濫用等のおそれのある医薬品の販売について

- ・濫用等のおそれのある医薬品は「**指定濫用防止医薬品**」に改称されます
- ・**若年者（18歳未満の者）**に対して、複数個の販売が実質禁止されます
- ・指定濫用防止医薬品を取り扱う場合は、販売等手順書の作成とそれに基づく業務が求められます

上記の内容及び「**薬剤師等の遠隔管理による医薬品販売（令和9年施行予定）**」について、**本薬事講習会の店舗販売業編**で解説しています  
是非どちらも御覧ください

**令和7年度薬事講習会－店舗販売業編－（約20分の動画です）**

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tamakodaira/kusuri/iyakuhingoin/r7yakujikoshukai/tempo>



QRコード

### 3 処方箋応需時の留意事項について

都内の薬局において、偽造又は変造した処方箋により医薬品  
(特に**向精神薬**) を不正に入手しようとする事例が後を絶ちません

処方箋の記載内容等に**不審な点があった場合は、処方医師に疑義照会を行**う等慎重に対応する必要があります



### 3 処方箋応需時の留意事項について

- ✓ 初めての患者等が、**自費診療**による**向精神薬の処方箋**を持参した場合は、必要に応じて処方箋交付医療機関への**疑義照会**を御検討ください
- ✓ 偽造又は変造した処方箋を持参する者は、事前に**電話**で調剤可否を確認してくる場合があるため、慎重な対応が必要です
- ✓ 偽造又は変造した処方箋により**向精神薬**が**不正入手（詐取）**されたことが判明した場合、**管轄の保健所**に**向精神薬事故届**（麻薬及び向精神薬取締法第50条の22）を提出してください  
最寄りの警察署への通報及び薬剤師会への情報提供もお願いします

# 3 処方箋応需時の留意事項について

詳細は、東京都保健医療局のホームページ及び  
向精神薬取扱いの手引（薬局用）（Ⅲ 偽造・変造処方箋）  
を御確認ください

- 向精神薬処方箋応需の際の留意事項  
(東京都保健医療局のホームページ)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/syohousen>



QRコード

- 向精神薬取扱いの手引（薬局用）

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/kou\\_tebiki](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/kou_tebiki)



QRコード

最後まで、御覧いただき  
ありがとうございました

以下のアンケートに御協力ください

<https://logoform.jp/form/tmgform/1373908>

薬事講習会本編も是非御視聴ください

トレーシングレポート  
「薬薬連携（保険薬局のTR事例と今後の展望）」  
講師 鈴木真吾氏（公益社団法人東京都薬剤師会 理事）

パート1 導入（約17分）

パート2 TRの事例（約20分）

パート3 TRか疑義照会か迷った事例（約11分）

パート4 今後の展望（約8分）